

愛川町下水道条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続きを実施しなかった理由について

愛川町下水道条例については、愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続きの対象となる条例であります。

今回の改正は、排水設備等の新設等の工事の実施は、町長が指定した指定下水道工事店でなければ行うことができないと規定しているものについて、災害その他非常の場合においては復旧を円滑に行えるよう、他の市町村長の指定を受けた指定下水道工事店が排水設備等の工事を行うことができるよう、国の標準下水道条例の改正を踏まえて改正を行うものであります。

このようなことから、今回の改正内容は、いつ災害が起きて本町が被災するか分からないことのほか、災害や非常時の復旧の際に恩恵を受けることができること、指定下水道工事店の資格要件に大差はないため排水設備等の工事を同水準で実施できることから、迅速かつ軽微なものとして、自治基本条例第19条第2項第4号の規定により、パブリック・コメント手続きを実施しないこととしたものです。